

摂保高第2085号

令和2年12月1日

摂津市地域包括支援センター長 様

市内居宅介護支援事業者 管理者様

摂津市保健福祉部高齢介護課長

居宅介護・介護予防サービス計画作成依頼届出日の遡りについて（お知らせ）

日頃は本市の介護保険制度の運営にご理解ご協力いただくとともに、利用者の方々の介護・支援にご尽力いただきありがとうございます。

標記のことにつきまして、居宅介護・介護予防サービス計画作成依頼届出書を「介護」と「介護予防」の支援事業者の切り替えのため提出される際は、下記の点にご留意くださいますようお願いいたします。

また、貴事業所のケアマネジャーの方々へ周知していただきますようお願いいたします。

記

- ①新規申請中に居宅介護・介護予防サービス計画作成依頼届出書を提出、結果通知後「介護」と「介護予防」の切り替えのため、再度提出する場合の届出日は、申請中に提出した日まで遡りが可能です。
- ②区分変更申請中に居宅介護・介護予防サービス計画作成依頼届出書を提出、結果通知後「介護」と「介護予防」の切り替えのため、再度提出する場合の届出日は、申請中に提出した日まで遡りが可能です。
- ③区分変更申請より以前に居宅介護・介護予防サービス計画作成依頼届出書を提出、すでに登録済で、結果通知後「介護」と「介護予防」の切り替えのため、提出する場合の届出日は、区分変更申請日まで遡りが可能です。
- ④更新申請より以前に居宅介護・介護予防サービス計画作成依頼届出書を提出、すでに登録済で、結果通知後「介護」と「介護予防」の切り替えのため、提出場合の届出日は、更新後の認定有効期間開始日まで遡りが可能です。